

伊勢市議会決算特別委員会運営要綱の一部を改正する要綱

伊勢市議会決算特別委員会運営要綱（平成28年9月5日施行）の一部を次のように改正する。

第2条中「（委員会に付託される議案に係る会計年度において監査委員であったものを含む。）」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条 略 (委員構成)</p> <p>第2条 委員会の委員は、議長及び監査委員である議員を除くすべての議員とする。</p> <p>第3条～第11条 略</p>	<p>第1条 略 (委員構成)</p> <p>第2条 委員会の委員は、議長及び監査委員である議員（委員会に付託される議案に係る会計年度において監査委員であったものを含む。）を除くすべての議員とする。</p> <p>第3条～第11条 略</p>